

介護職員等処遇改善加算に関する取り扱いについて

(1) 基本情報

介護職員の人材確保を推し進め、介護現場で働く方々にとって更なる処遇改善につながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と加算率の引き上げが行われました。

新加算では、加算による賃金改善の職種間配分ルールが変更となりました。介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとなっていますが、他の職種の職員への配分が可能になるなど柔軟な配分が認められました。

また、新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていけばよいこととなっています。

当法人では、新加算である介護職員等処遇改善加算については、介護医療院ゆうきの里・介護老人保健施設ゆうきの里・ゆうきの家では「加算Ⅰ」を、ライフサポートいわさき・小規模多機能ホームしいの木の里では『加算Ⅱ』を算定します。

なお、新加算を算定するためには、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つの要件を満たすことが必要となっています。

(2) 介護職員等処遇改善加算について

1. 加算の算定期間	令和6年4月～令和7年3月
2. 賃金改善実施期間	令和6年6月～令和7年5月
3. 令和6年度加算の見込額（総額）	67,749,900円
4. 賃金改善所要見込額（総額）	67,850,000円
5. 対象者	法人内の介護保険事業所に勤務する介護職員およびその他の職種の職員
6. 賃金改善の方法	<p>① 基本給および時給 正職員については、人事考課に基づき昇給。パート職員については、更新時に必要と認めた場合、時給の見直し</p> <p>② 賞与 正職員については、昇給に連動しての増額（昇給額×4ヶ月を予定）</p> <p>③ 処遇改善手当 年12回（月額は、介護福祉士・介護士・その他の職種ごとに設定）</p> <p>④ 処遇改善一時金 年1回（介護職員等処遇改善加算の額から昇給及び処遇改善手当等による改善の額を除いた額を、一時金として令和7年5月に支給予定）</p>

(3) その他

賃金改善額は、介護職員等処遇改善加算の実績すなわち各施設および事業所の運営状況、分配対象となる職員数の増減等により変動します。

あらかじめご了承ください。